答申書

2019年3月31日

一般社団法人 日本口腔衛生学会 理事長 森田 学 殿

地域口腔保健委員会 委員長 深井穫博 認定医·指導医委員会 委員長 山本龍生

2018年9月14日付けで諮問のありました本学会として設立を目指す専門医の名称案と満たすべきスキルについて、地域口腔保健委員会、認定医・指導医委員会合同検討会において検討した結果、別記の通り答申いたします。

本学会として設立を目指す専門医の名称・スキルに関する答申

1. 専門医制度検討にあたっての背景および必要性

(1) 専門医・認定医を取り巻く動向

一般社団法人日本口腔衛生学会は、定款第3条に定めるように、口腔衛生学の進歩と発展を図り、もって国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的としており、集団や地域、社会システムにおける歯科疾患および口腔機能低下の予防と健康増進を積極的に図るための方策や活動を主要な対象領域の一つとしている点に特徴がある。

会の目的を達成するため、本会では 2001 年度から口腔衛生学の専門的知識と技能及び経験を有する歯科医師を育成するため認定医制度を、2009 年度からは日本歯科衛生士会との協力のもと認定歯科衛生士制度を立ち上げ、口腔衛生学領域における人材の育成と資質の向上を図ってきた。

これまで、医師・歯科医師の専門医・認定医制度については各学会が認定基準等を定め、それぞれが運用してきたが、2013 年 4 月に厚生労働省がとりまとめた「専門医の有り方に関する検討会報告書」を契機として、2014 年 5 月には一般社団法人日本専門医機構が設立され、医師の専門医制度は同機構が統一的な基準で専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行う方式へと変更された。また、保健所長など、社会医学領域で活動する医師については、2016 年に一般社団法人社会医学系専門医協会が設立され、養成プログラムの評価・認定等を行っている。

一方、歯科領域においても、国民及び社会に信頼され、歯科医療の基盤となる歯科専門医制度を確立し、専門医の質の向上を図ることを目的に、日本歯科専門医機構が2018年4月に設立され、第三者評価による歯科医師専門医制度の確立に向けた作業が進められている。

(2) 我が国の歯科公衆衛生および地域歯科保健を取り巻く人的資源等の状況と専門医制度の必要性

歯科医師法第1条で、歯科医師は公衆衛生の向上及び増進に寄与するものとして位置づけられているように、公衆衛生の向上等に関与することは広く全ての歯科医師に求められる役割である。また、公衆衛生的施策は、健康格差の縮小をはじめとする国民の健康な生活の確保と健康増進に不可欠な取り組みであり、そこに従事する歯科医師の共通基盤を確立していく必要がある。

また、実際面としても、歯科医師の中には、個人または都道府県・郡市区歯科医師会の組織の一員として地域保健・公衆衛生関連業務に従事する機会がある者が少なくない。

その背景として、歯科医師、歯科衛生士は、医師、保健師、管理栄養士と比べて行政機 関等に勤務している数が少なく、歯科医師会などの外部リソースに頼らざるを得ない状 況がある。現実に、地方自治体が実施主体となっている歯科保健事業のうち、歯科医師 会への委託事業となっている比率は高く、歴史的にみるとむしろ歯科医師会というリソ ースが、地域歯科保健活動の推進力となってきたと言っても過言ではない。

しかしながら、これらに従事する歯科医師の体系的な研修体制はなく、継続的な資質 向上は自助努力に委ねられてきた。こうしたなか、歯科保健事業・活動自体も、従来の う蝕・歯周病予防などの歯科単独の取組みから、生活習慣病(メタボ)対策や介護予防、 地域包括ケアシステムの構築など、他の関係者や事業・活動と相互に連携しながら一体 的に推進していくことが求められるようになっている。

また、超高齢・人口減少社会を迎えるなかで、地方公共団体などの財政状況も厳しさを増しており、限られた社会資源を有効に活用しつつ、エビデンスに基づいた効果的な事業の実施が求められるようになっている。さらにその取り組みは UHC (ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)を目指す世界共通の課題として、グローバルヘルスの観点から国内外の公衆衛生施策をとらえる視点が求められており、国際的な貢献も重要となっている。

こうした社会の要請に応えつつ、地域歯科保健活動を推進し、国民の健康と福祉を実現していくためには、行政機関等に勤務する歯科医師だけでなく、 都道府県・郡市区 歯科医師会において地域保健等を担当する理事や委員会の委員等の役職にある歯科医師なども対象として包含した専門医制度を確立し、専門性を継続的に高めることで、効果的な地域歯科保健活動の展開に向けて指導的役割を果たせる人材を養成していくことが必要である。

このことは、歯科公衆衛生・地域歯科保健に従事する歯科医師のキャリアパスの形成 につながり、その育成と確保につながることで、国民の安心と健康増進に寄与するもの と考えられる。

2. 本学会が目指す専門医制度の目的および対象

(1)目的

公衆衛生に関する基本的理解に立脚し、多様な関係者と緊密に連携しながら、地域歯科保健活動を効果的に推進できる専門的知識・技術を有し、歯科保健医療制度の発展に寄与できる歯科医師の養成・確保を図ることを目的とする。

ここでいう公衆衛生とは、本学会地域口腔保健委員会による定義を踏まえて、医療の取り組みも含むものである。

(注:公衆衛生とは、社会の、組織的で、保健・医療・介護を含めた包括的な取り組

みと努力により、個人、集団および地域レベルの、疾病を予防し、寿命を延長し、健康を効率的に保持増進するための科学であり、技術である. 地域保健は、公衆衛生において、地域社会を強調する場合に用いる. 地域社会とは、一定の単位の、環境や特徴、あるいは共通の利益をもった個人の集合体である. 地域保健とは、地域社会で生活する人々の健康を、地域の資源を活用することを通して、保持増進するための科学であり、技術であり、取り組みと努力である. (「公衆衛生」「地域保健」「口腔保健」の定義(日本口腔衛生学会地域口腔保健委員会. 2012年5月、口腔衛生会誌 67: 306-310、2017)

(2) 本専門医制度が想定する主な対象

- ○国・地方自治体・教育委員会等の行政機関で地域歯科保健業務に従事する歯科医師
- ○大学等の教育研究機関で地域歯科保健活動に指導的役割を果たしている歯科医師
- ○都道府県・郡市区歯科医師会等で地域歯科保健活動に指導的役割を果たしている歯科 医師
- ○地域(市町村・学校・企業・福祉介護施設等)と連携して、地域住民等の歯科保健活動に指導的役割を果たしている歯科医師

3. 本学会が目指す専門医の名称案

本学会が目指す専門医の名称としては、その目的および主な対象、行政機関や関係者における認知の容易さから、『歯科公衆衛生専門医(Board Certified Public Health Dentist)』が適当であると考える。

なお、検討会では、歯科公衆衛生専門医に類似した名称の案として、(地域)口腔保健専門医なども挙げられた。

また、公衆衛生よりも予防歯科の方が用語として市民権を得ており、予防歯科は臨床における予防だけでなく公衆衛生までも含むため、予防歯科専門医の方が適当であり、そうすることで開業医などからの取得希望者が期待できるのではないかという意見も出された。しかし、予防歯科の用語は保存、歯周病などの分野でも用いられており、その他の学会との調整が必要ではないか、予防歯科の「歯科」は臨床を意味しており、厳密には予防歯学専門医となるのではないかといった意見や、学会名にちなんだ口腔衛生専門医、口腔保健(健康)管理専門医等が候補として挙がった。

4. 本学会が目指す専門医に求められる知識・技能等

本学会が目指す専門医には、歯科医学に関する専門的知識・技術を基盤として、地域

や集団に存在、あるいは発生が予測される歯科保健に関わる課題に対して、その実態や 背景を的確に分析評価し、組織や社会システムを含む様々な対象に働きかけて、効果的 に課題の解決に導いていくことが求められる。

このために必要な知識・技能として、以下のものが挙げられる。

(1)知識

- ・健康の社会的決定要因など、公衆衛生活動の基礎理論および公衆衛生関連施策や実 施機関等の全体像に関する知識
- ・公衆衛生関連施策(国際(歯科)保健を含む。)における歯科保健活動および歯科専門職の位置付け、現状と役割に関する知識
- ・政策決定プロセスに関する基本的知識
- ・保健医療に関する統計や疫学・医療統計学に関する基本的知識
- ・保健行動理論・モデルに関する基本的知識
- ・フッ化物の集団応用など、地域歯科保健を効果的に推進するための方策に関する知識
- ・歯科医療における予防管理に関する知識

(2)技能

- ・集団や地域における歯科保健に関わる課題を的確に把握し、分析評価する能力(問題発見・分析評価能力)
- ・設定した課題に対し、適切な対策を選択または立案し、利用可能な資源を有効に活用しながら事業を進捗管理していく能力(事業企画・管理能力)
- ・個人、集団、組織、専門職、マスコミなど多様な関係者と円滑な意思疎通を図り、 効果的に働きかけて協調・協力して活動していける能力(コミュニケーション・協 調能力)
- ・エビデンスに基づいた効果的な歯科保健活動を推進するために自ら調査研究を行うとともに、AIやビッグデータ等の活用及び他の知見を含め活動に反映できる能力 (研究推進・活用能力)
- ・常に最新の知識・技術を獲得するための努力を行うとともに、倫理規範や法令を遵 守して行動する能力(自己研鑽・倫理的行動能力)

5. 専門医制度の設立にあたっての補足事項

検討会で専門医制度の検討を行うなかで、課題や留意点として以下の事項があげられ たので、補足として記載する。

(1) 既存の認定医・認定歯科衛生士制度を含めた全体的な認定制度の見直し 現状では本会認定医の多くは大学所属の歯科医師で占められており、国・地方自治 体等の行政機関で地域歯科保健業務に従事する歯科医師は認定医 228 人中 16 人 (7%) にすぎない (2019 年 2 月現在)。加えて、都道府県・市町村の保健部門に従事する常 勤歯科医師は 131 人に留まっている (2016 年度地域保健・健康増進事業報告)。

したがって、本会の専門医制度が一定の規模で定着し、広く地域歯科保健活動の推進に貢献していくためには、行政歯科医師の申請を促す方策を講じるとともに、歯科医師会の地域保健担当理事や委員など地域歯科保健活動に指導的役割を果たしている人材も対象となるよう、既存の認定医制度の位置付けや認定基準の見直しを含めた認定制度全体の見直しも行っていくべきである。

また、市区町村を中心に地方自治体に勤務する歯科専門職の多くは歯科衛生士が占めている(常勤歯科衛生士数 706 人(同上))。さらに近年重要な課題となっている在宅医療、介護予防を含む地域包括ケア、周術期等口腔機能管理などにおいても、歯科衛生士の役割はより大きくなっていることから、見直しにあたっては歯科衛生士を含めて一体的に行うことが合理的である。

なお、歯科医師会の地域保健担当理事等のなかには長年にわたり、君市区歯科医師会委員→同理事→都道府県歯科医師会委員→同理事というように経験と実績を重ねる者がいる一方、2~3期(1期2年)程度の短期間で交替する者も多いことから、短期間の講習や e-learning 等の受講と簡便な実践レポート等のみで認定を行う「認定地域歯科保健実践者(仮称)」のような将来のステップアップに向けて間口を広げる制度の創設も検討すべきである。

(2) 柔軟な知識・技能の修得を可能とする環境整備

行政歯科医師・歯科衛生士の多くが単独または少数配置の部署に配属されていること、歯科医師会の地域保健担当理事等も、本業である開業医の傍ら、会務や地域歯科保健活動に従事していることから、毎年決まった時期(特に平日)に学会や研修会に参加することや、特定の期間に集中して時間を確保することが困難なケースが少なくないものと思われる。

このため、認定研修施設における研修に加え、視聴履歴が管理できる e-learning システムの構築や、Web 会議システム等を活用した相談・指導・評価体制の構築など、柔軟な知識・技能の修得を可能とする環境整備が必要である。

(3) 厚生労働省、日本歯科医師会等との連携

多くの行政歯科医師・歯科衛生士や歯科医師会の地域保健担当理事等の参画を得て、本学会の専門医をはじめとした認定制度全体が継続的な地域歯科保健人材の養成システムとして機能していくためには、厚生労働省をはじめとした行政機関や日本歯科医師会等の理解と協力が必要だと考える。

ちなみに、一般社団法人である社会医学系専門医協議会の構成団体(社員)には日

本歯科医師会および日本医学会連合が加入しているほか、厚生労働省健康局健康課から全国の地方自治体衛生主幹部局宛てに「公衆衛生医師の確保と資質向上にむけた「社会医学系専門医制度」の活用について」という通知が発出されており、こうした動きが社会医学系専門医制度推進の大きな力になったとの指摘がなされている。

(4) 他学会・関連団体との連携の検討

集団を対象とした歯科保健活動には産業歯科保健分野等があり、日本産業衛生学会産業歯科保健部会等の他学会・団体との連携の可能性も考慮した検討も求められる。

6. 今後のスケジュール (案)

理事会で専門制度の設立に向けた具体的な検討への了承が得られた際には、以下のスケジュールで、2021年度の専門医制度運用開始を目指す。その後、日本歯科専門医機構への申請を行う予定とする。

またこの間、基本(コア)研修コンテンツ等の作成にあたっては、本学会学術委員会 等とも連携し、学会全体として取り組む仕組みが必要である。

【2019 年度】	
5月 学会・総会	○シンポジウム(地域歯科保健人材養成プログラム)
	Vヨウ甘油 西佐っている中央Mal 正信して NH 手目人
	※認定基準・研修プログラムの内容検討、平行して、DH 委員会
	との協議・調整、および専門医機構からの情報収集等を行う
	○研修内容・方式の方針決定
10 日本	
12 月頃	
	○認定基準(経過措置を含む)等の骨子決定→理事会報告
2 月	
【2020年度】	
【2020 平反】	○壮和市体ペードニ、甘油(中)の体点
	○施設研修プログラム基準(案)の策定、
	基本研修(e-learning 等を含む)コンテンツ作成作業開始
5月 学会・総会	○シンポジウム(専門医制度等概要案説明)→パブリックコメン
5月 子云 秘云	〇ランホンリム(専門区前及寺院安条説明) 一ハノリックコアン
	※規則・申請様式・審査方法等の検討
0.日/百	○ 割空甘淮 (相則) 禁安体学
2月頃	○認定基準(規則)等案確定
【2021 年度】	
4 月	○審査委員・審査日程決定
5月 学会・総会	○東明医初学相則禁惧安、承初、制度范明会
5月 子云 統会	○専門医認定規則等提案・承認、制度説明会
	○施設研修プログラムの募集・認定、基本研修(e-learning を
	含む)の運用開始
7 🛘	 ○ ○ ○ ◆ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
7 月	○会誌に規定等掲載・申請(経過措置含む)募集予告
10 月頃 (予定)	○専門医(経過措置を含む)申請受付開始
1	その後、年度内を目途に認定試験を実施

7. 検討会委員名簿・経緯

(1) 日本口腔衛生学会専門医に関する地域口腔保健委員会、認定医・指導医委員会合同 検討会 委員名簿(五十音順)(○印:委員長)

【地域口腔保健委員会】

○深井 穫博、安藤 雄一、大内 章嗣、岡田 寿朗、佐々木 健 【認定医・指導医委員会】

○山本 龍生、犬飼 順子、岸 光男、濵嵜 朋子、吉野 浩一

(2) 検討経過

2018年9月13日(木) 両委員長 予備協議 於:神奈川歯科大学

2018年9月14日(金) 日本口腔衛生学会理事長より諮問書発出

2018年11月27日(火) 地域口腔保健委員会において事前検討(Web 会議)

2019年2月4日(月) 地域口腔保健委員会において事前検討(Web 会議)

2019年2月18日(月) 第1回合同検討会(Web会議)

- ・背景、検討にあたっての基本方針の確認
- ・専門医制度の目的および想定する対象について
- ・現行の認定医・認定歯科衛生士を含めた相互関係について

(この間、専門医の名称および求められる知識・技能を中心に ML にて意見交換)

2019年3月27日(水) 第2回合同検討会(Web会議)

- ・専門医の名称について
- ・求められる知識・技能について
- ・ 答申書の取りまとめについて

以上